

国内競技規則 一部改正

＜新旧対照表＞

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>1－5 (略)</p> <p>1－6 日本国内の統轄権</p> <p>1) 日本自動車連盟（以下本連盟と略称）は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技ならびにあらゆる形式のあらゆる<u>仮想、電子自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。</u></p> <p>2) 本連盟は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>1－5 (略)</p> <p>1－6 日本国内の統轄権</p> <p>1) 日本自動車連盟（以下本連盟と略称）は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。</p> <p>2) 本連盟は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。</p> <p>以下 (略)</p>